

## 阿賀川で砂利等採取事業者を募集します。 「令和4年度阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取(試行)」

阿賀川河川事務所では、洪水を流れやすくするため、川に堆積した土砂を除去する河道掘削を行っていますが、これらにかかる維持管理費や土捨て場の問題を抱えています。

一方、当該地域の砂利採取事業者においては、近年、田畑等を借り上げて土砂を採取する陸砂利採取を実施されていますが適地の減少が課題と聞いております。

そこで、両者の課題を解消すべく、土石採取料減免措置(福島県協力)を行うなどし、砂利採取事業者を川砂利採取へ誘導し、河川管理上支障となる箇所土砂を掘削して頂く「公募型砂利等採取(試行)」を令和3年度より行ってまいりました。

この取り組みを令和4年度も引き続き実施したく、「令和4年度阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取(試行)」の砂利等採取事業者を募集します。

なお、河道内砂利採取の現地作業時の問題点や、採算性等を引き続き確認するため、令和4年度も試行として実施します。

- 募集期間 : 2月10日(木)～2月24日(木)
- 応募方法 : 下記にて公示文、説明資料等をご確認ください。
  - ・阿賀川河川事務所ホームページ
  - ・阿賀川河川事務所1階掲示板

### 【河川管理上の課題】

- 維持管理費用の捻出(コスト縮減)
  - ・近年の洪水の激甚化・頻発化に対応すべく河積確保や偏流対策が必要
  - ・樹木伐採、再繁茂対策、河道掘削費用が不足
- 土砂処分先の不足

### 【砂利採取事業者の課題】

- 近年、陸砂利採取の適地が減少
- 川砂利掘削における採算確保が困難
  - ・S58年砂利採取禁止(H26全面解除)以降、川砂利の採取実績なく資機材とノウハウが不足
  - ・土石採取料と表土やゴミ処理費用が重荷

### マッチング

### 公募型砂利採取の試行

- 河川管理上必要箇所の掘削(砂利採取)を条件に土石採取料を免除
  - ・福島県の「指定砂利採取」制度を適用(協議により当事務所事業での適用を承諾)
  - ・指定砂利採取とは“堆砂除却を目的とする砂利等の採取”など公益性を知事が認める場合、土石採取料を減免する制度(H17土木部長通知)
- 仮設関係の事業者負担軽減
  - ・雑木刈り払いや仮設道路(堤防坂路・場内道路)整備が完了している当事務所の事業既着手箇所を砂利採取事業者優先に割り当てし、事業者負担を軽減する。
  - ・砂利採取業者の掘削、分別により発生したゴミの処分について、当事務所で負担する。

### 【お問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所  
副所長(技術) 佐藤 利行 管理課長 高橋 明  
電話 0242-26-6441 FAX:0242-29-2776